

屋外広告物の 点検結果報告書作成の手引き



兵庫県

点検結果報告書作成の手引き

1 記入の仕方

様式第2号（第2条関係）

屋外広告物自己点検結果報告書

① 年 月 日

②	表 示 ・ 設 置 年 月 日		年 月 日		
③	点 検 年 月 日		年 月 日		
④	点 検 者	住 所			
		氏 名	⑤		
		担 当 部 課	電話（ ） ー 番		
⑥	点 検 項 目	⑦	点 検 結 果	⑧ 改 善 の 概 要	
		取付（支持）部分の変形又は腐食	良 要改善	年 月	
		⑧	取付（支持）部分の周辺の壁面等のき裂	良 要改善	年 月
		⑨	主要部材の変形又は腐食	良 要改善	年 月
		⑩	ボルト、ビス等のさび、緩み又は脱落	良 要改善	年 月
		⑪	溶接部のき裂又は腐食	良 要改善	年 月
		⑫	塗料等のはく離	良 要改善	年 月
		⑬	コーキング材の老朽化	良 要改善	年 月
		⑭	表示面の汚染、退色又ははく離	良 要改善	年 月
		⑮	表示面の破損	良 要改善	年 月
⑯	概 要	ネオンサイン等の取付状態	良 要改善	年 月	
		その他特に点検した箇所	良 要改善	年 月	

備考 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

①	年月日	報告書を作成した年月日を記入します。点検年月日と同日かそれ以降の日付が記入されているか注意しましょう。
②	表示・設置年月日	いつから広告物を表示・設置しているか記入します。 「約 10 年」、「平成〇年頃」などわかる範囲でもよいので記入しましょう。
③	点検年月日	点検を行なった年月日を記入します。許可申請の 3 ヶ月前を目安に点検を行ないましょう。
④	点検者	法人(会社等)に所属する場合は法人の住所と法人名、点検を実施した個人名、所属部署名を記入し、個人印を押印します。個人(自営業等)の場合は、連絡ができる住所と点検を実施した個人名を記入し、個人印を押印します。 できるだけ屋外広告士等の資格者に点検を依頼しましょう。
⑤	点検結果	「良」 ……改善（補修）の必要がある部分が無く良好な場合に○をつけてください。 「要改善」……危険性が低くても改善（補修）の必要がある場合に○をつけてください。 改善の概要欄に異常の内容や発生場所、改善予定を記入してください。 補修を実施した場合は「要改善」に○をつけ、実施年月と補修内容を改善の概要欄に記入します。
⑥	改善の概要	危険性が低くても改善の必要な箇所が見つければ、記入して報告します。広告物の種類や設置位置を記入することで、どの広告物に異常が見つかったのか、わかりやすくなります。
⑦	取付（支持）部分の変形又は腐食	点検のチェックポイントを「3 重点的な点検項目について（広告物の種類ごと）」で解説しています。
⑧	取付（支持）部分の周辺の壁面等のき裂	
⑩	ボルト、ビス等のさび、緩み又は脱落	
⑪	溶接部のき裂又は腐食	
⑭	表示面の破損	
⑨	主要部材の変形又は腐食	点検のチェックポイントを「2 重点的な点検項目について（共通）」で解説しています。 ⑮欄はネオンや LED 等の照明を使用していない場合は空欄とし、球切れは「良」として報告しましょう。
⑫	塗料等のはく離	
⑬	表示面の汚染、退色又ははく離	
⑮	ネオンサイン等の取付状態	

点検結果報告書作成の手引き

2 重点的な点検項目について（共通）

全ての点検項目（照明器具を使用していない場合は1ページ項目⑮は除く）について点検を実施する必要があります。広告物の種類に関わりなく異変が見つかりやすい次の1から3の項目は、特に重点的に点検しましょう。外観の目視（カメラの望遠機能を利用するのもよいでしょう）で点検を行い、高所や看板内部の詳細な点検は専門業者に依頼しましょう。

1 （1ページ項目⑫） 塗料等のはく離

- チェックポイント～こんな状態だったら要改善で報告を～
 - ・鉄骨やポールにサビが発生している
 - ・ポールや看板枠組みの塗装がはがれている、劣化している



内部鉄骨にサビが見られる屋上広告物



ポールの根元のサビは腐食の恐れも

看板本体や取付部分に腐食が発生しているときは…
発生場所に応じて、下のいずれかの点検項目で「要改善」と報告し、**専門業者に相談しましょう。**

- ⑦「取付（支持）部分※の変形又は腐食」
※壁との取付部分、看板本体とポールの接続部分
- ⑨「主要部材※の変形又は腐食」
※看板本体やポールなど（取合、接続部を除く）
- ⑪「溶接部※のき裂又は腐食」
※鉄骨等の溶接部分



看板本体からポールや壁面への汚ダレは取付部分（ブラケット）の腐食サイン

異常が見つかったときは専門業者に点検・補修依頼を！

専門業者による点検では、落下防止に重要な「溶接部分の亀裂や破断」「ボルト・ビスの緩み」「主要部材の腐食やサビ」といった項目について、詳細に点検します。看板本体の枠や取付部カバーを外しての内部点検や、測定機器等を使った部材の変形や肉厚等の測定を実施することで、看板落下事故の防止につなげましょう。

点検結果報告書作成の手引き

2 重点的な点検項目について（共通）

2 （1 ページ項目⑬） 表示面の汚染、退色又ははく離

●チェックポイント～こんな状態だったら要改善で報告を～

- ・長期間設置されたことによる色あせや退色、変色
- ・シートの浮き・はく離や汚れがある
- ・文字板・表示面にサビが発生している



色あせ、退色、変色が著しい建植え広告物。
板面の傾きも補修が必要。



板面（表示面）の剥離が見られる
建植え広告物。

文字板の腐食又は脱落や、テント張りの布等が破れているときは…
次の点検項目で「要改善」と報告し、文字板の落下のおそれがある場合は、専門業者に相談しましょう。

⑭「表示面の破損」

3 （1 ページ項目⑮） ネオンサイン等の取付状態

●チェックポイント～こんな状態だったら要改善で報告を～

- ・照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水
- ・外照式照明器具のアーム接合部分の腐食やボルトのゆるみ
- ・電線接続部の接触不良や電線類のひび割れ、心線露出



外照式照明器具アーム
の変形・さび

点検結果報告書作成の手引き

3 重点的な点検項目について（広告物の種類ごと）

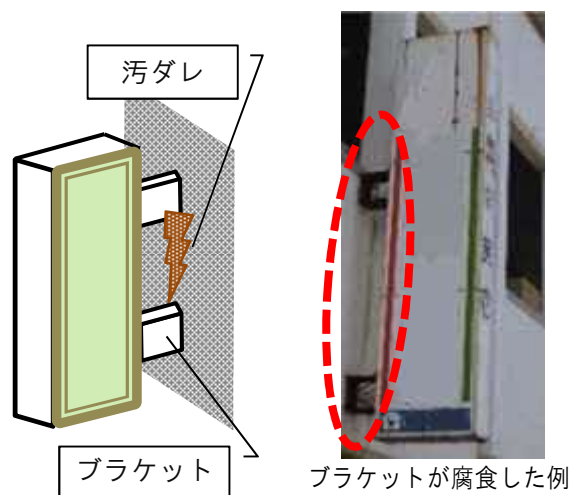
屋外広告物には様々な種類がありますが、異変が見つかりやすい点検項目は種類ごとに異なります。次のチェックポイントの異変があれば要改善で報告しましょう。

1 突出し広告物（袖看板）

	点検項目	チェックポイント
⑦	取付（支持）部分の変形又は腐食	壁面にサビなどの汚ダレが見られるか
⑩	ボルト、ビス等のさび、緩み又は脱落	ボルトやビスの落下はないか
⑭	表示面の破損	板面や押さえ枠のゆがみはないか

壁面にサビなどの汚ダレが見られる場合はブラケット（支持部分）がサビで腐食しています。ひどい場合は看板が落下するおそれがあるため、専門業者に点検、補修を依頼しましょう。

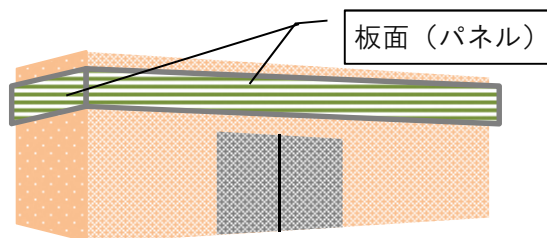
また、板面や押さえ枠のゆがみ、ボルトやビスのゆるみ、落下があれば、看板全体の点検・補修をしないと危険です。高所からの看板落下は、人命に関わる事故につながるため、専門業者に相談しましょう。



2 壁面広告物

	点検項目	チェックポイント
⑧	取付（支持）部分の周辺の壁面等のき裂	タイルや外装材の浮き、はがれ、クラック等の取付壁面の劣化はないか
⑩	ボルト、ビス等のさび、緩み又は脱落	ボルトやビスのゆるみ、落下はないか
⑭	表示面の破損	板面の変形、ズレ、破損はないか

目視でパネルの変形やズレ、破損がないかを確認してください。取付ボルトのゆるみや、壁面の劣化状況は専門業者に点検を依頼しましょう。



点検結果報告書作成の手引き

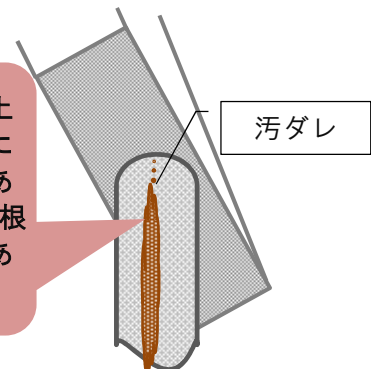
3 重点的な点検項目について（広告物の種類ごと）

3 建植え広告物

	点検項目	チェックポイント
⑦	取付（支持）部分の変形又は腐食	・ ポールの根元や看板本体とポールの接合部分にサビがでていないか ・ 看板本体からポールへ汚ダレはないか
⑪	溶接部のき裂又は腐食	・ 看板本体の下端とポールのベースプレート溶接部分が腐食していないか

設置から年数が経過したものは、ポールの根腐れにより根元から倒壊する恐れがあります。また、看板本体の下端と先端ポールのベースプレートとの溶接部分に水が入り、先端ポールの付け根が腐食し、看板本体が落下したケースもあります。ポールや看板本体に汚ダレが見つければ、専門業者に点検、補修を相談しましょう。

下から見上げたときに汚ダレがあれば、付け根に腐食があるかも？



4 屋上広告物

	点検項目	チェックポイント
⑦	取付（支持）部分の変形又は腐食	・ ボルトや接合部分が腐食していないか
⑮	ネオンサイン等の取付状況	・ 外照式照明器具のアーム接合部分の腐食やボルトのゆるみはないか

長年に渡って放置された屋上広告物は、サビによる腐食でボロボロになり、撤去工事に危険が伴う場合もあり、多額の費用がかかります。早期の点検、発見によりリスクや費用を抑えましょう。

5 アーチ・アーケード利用広告物

	点検項目	チェックポイント
⑦	取付（支持）部分の変形又は腐食	・ 根元や本体部分からサビは出ていないか

商店街や振興会など団体で所有する場合は、管理体制や責任者があいまいになりがちです。管理体制や責任者を明確にし、定期点検の計画を作成するなど、最後まで責任をもって管理できる体制を整えましょう。また、高所の点検作業になることが多いので、専門業者に点検を依頼する方が安全です。

点検結果報告書作成の手引き

4 看板所有者の日常点検について

定期点検は原則2年に1回行なう必要がありますが、その他日常的に点検を行なうことで、広告物の異変を早期に発見することができます。日頃から点検を行ない、異変に気づけば、すぐに立入禁止の処置や見張りを置くなどの対応を取り、事故の発生を防ぎましょう。

看板所有者の日常点検項目（基本的に目視点検で結構です。）

No.	セルフチェック項目	対象の看板	チェック
01	支柱の根元からサビが出ていませんか	建植え広告物（ポールサイン・野立広告物など）	☐
02	看板が傾いていませんか	建植え広告物（ポールサイン・野立広告物など）	☐
03	ブラケット部※ ¹ よりサビが出ていませんか	突出し広告物（袖看板）	☐
04	看板は壁から垂直についていますか	突出し広告物（袖看板）	☐
05	アクリル板※ ² にひびが入っていませんか	共通	☐
06	アクリル板※ ² が外れそうではありませんか	共通	☐
07	パネル（表示面）※ ³ ががたついていませんか	野立広告物・壁面広告物	☐
08	照明の不点灯などはありませんか	共通	☐
09	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式看板（外部から照明を当てるタイプ）	☐
10	看板部材が欠落していませんか	共通	☐

※1 袖看板を壁面に固定する取付部分（カバーも含む）

※2 文字・ロゴ等がついたアクリル樹脂板など

※3 文字・ロゴ等がついたアルミ板など

【参考文献】オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック

（屋外広告物適正化推進委員会作成、2015年9月発行）

●老朽化した屋外広告物の維持管理と安全点検について、兵庫県のホームページでも注意喚起を行っています。 [兵庫県 屋外広告物条例](#) [検索](#) 

●安全点検実施の重要性についてまとめた、看板の安全管理ガイドブックも参考にしてください。一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会のホームページに掲載されています。

[日本屋外広告業団体連合会 安全管理ガイドブック](#)

[検索](#)



●許可申請事務は各市町の窓口で行っています。広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ広告物を掲出する場所を管轄する市町にご相談下さい。

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室